

夫婦関係調整調停申立ての際の注意事項

1 夫婦関係調整調停の申立て

(1) 管轄

夫婦関係調整調停を申し立てるためには、申立書を作成して家庭裁判所に提出する必要があります。原則として、相手方が実際に居住している地域にある家庭裁判所に申し立てます。詳しいことはその地域の家庭裁判所にお尋ねください(なお、広島家庭裁判所本庁に申立てをすることができるのは、相手方が、広島市全区、廿日市市、東広島市、大竹市、安芸高田市のうち八千代支所の所管区域、三原市のうち大和支所の所管区域、安芸郡、山県郡に住んでいる場合です。)

(2) 添付書類

申立てのためには、原則として、次の「ア～オ」が必要です。さらに、養育費等について話し合うときは「カ」が、財産分与について話し合うときは「キ」が、年金分割について話し合うときには「ク」が必要となります。

ア 申立書(申立人の認印が必要です。)及びそのコピー(コピーはご自身で準備してください。)

※複写式の申立用紙を使用する場合は、1枚目と2枚目をご提出ください。3枚目は控えとしてお手元にお持ちください。

イ 事情説明書、進行に関する照会回答書、送達場所等届出書(コピーは不要です。)

ウ 収入印紙(1200円分)

エ 郵便切手(140円切手1枚、84円切手6枚、10円切手6枚の合計704円分)

※ 手続の進行に応じて、郵便切手の追加をお願いする場合があります。

オ 夫婦の戸籍謄本1通(本籍地の市区町村役場で取得できます。)

カ 夫婦それぞれの最新の収入資料(例えば、源泉徴収票、所得証明書、直近3か月以上の給与明細書、賞与明細書、確定申告書(控)等が考えられます。)のコピー各1通

キ 財産目録及びその証拠資料

ク 年金分割のための情報通知書

(厚生年金の場合は日本年金機構の各年金事務所に、共済年金の場合は各共済年金制度の窓口にお問い合わせください。)

※ 戸籍謄本は3ヶ月以内のものでお願いします。

2 申立書に記入する内容

申立書には申立ての趣旨と理由を記入していただくことになります。申立ての趣旨として主なものは、次の(1)から(7)です。

- (1) 離婚するかどうか。
- (2) 未成年の子がいるとき、誰が親権者となるか。
- (3) 未成年の子の面会交流をどうするか。
- (4) 未成年の子の養育費の分担をどうするか。
- (5) 結婚してから夫婦で築いた財産の分配等(財産分与)をどうするか。
- (6) 慰謝料の支払をどうするか。
- (7) 年金分割についての請求すべき按分割合をどうするか。

このうち、(2)については、親権者を決めないと離婚できませんが、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)は離婚後に決めることもできます。しかし、離婚後一定の期間を経過すると請求できなくなることがあります。

なお、申立ての理由には同居・別居に関する事項を記入するほか、離婚を求める理由について、該当部分にチェックをしてください。

問い合わせ先

〒730-0012

広島市中区上八丁堀1-6

広島家庭裁判所受付係

082-228-0561